

平成 20 年度 近畿運輸局「地域公共交通活性化・再生総合事業」第三者評価委員会
への出席結果について

1 「第三者評価委員会」の概要

(1) 目的



地域公共交通活性化・再生総合事業を活用する法定協議会

自己評価

(2) 組織

近畿運輸局による二次評価

「第三者評価委員会」の設置～客観的な評価

学識経験者その他の有識者

近畿運輸局管轄区域内の各府県公共交通担当部長等

近畿運輸局関係部長

〔学識経験者〕

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・ 神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科 | 土井 勉 教授 |
| ・ 神戸大学大学院工学研究科 | 喜多 秀行 教授 |
| ・ 京都大学大学院工学研究科 | 中川 大 教授 |
| ・ 大阪大学大学院工学研究科 | 松村 暢彦 准教授 |

2 評価を受けた法定協議会

「総合事業」を活用する法定協議会：18

（滋賀県 3、京都府 3、兵庫県 5、奈良県 4、和歌山県 3）

「調査事業」を活用する法定協議会：22

（滋賀県 4、京都府 2、大阪府 2、兵庫県 8、奈良県 3、和歌山県 3）

3 「第三者評価委員会」における主な意見等

コミュニティバスの実証運行に関し、各協議会では何を実証しようとするのか明確にする必要がある。

ある法定協議会では、最低需要基準（1 便当たり 人超）を設定しているが、評価のためにはこうした考え方も必要である。

コミュニティバス実証運行の目的を公共交通空白地域の解消としているが、評価報告では検証されていない。今後はこの視点からの評価も必要である。